報第５号

専決処分報告について
（税条例の一部を改正する条例）

本市税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和４年（２０２２年）５月２０日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

専第５号

税条例の一部を改正する条例の制定について

本市税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和４年（２０２２年）３月３１日

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市税条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市税条例（昭和３５年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２２条の６第１項第５号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成２０年政令第１５５号）附則第１３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第２１７条第１項第２号及び第３号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第３７条第９項中「第３２１条の８第６０項」を「第３２１条の８第６２項」に、「同条第６０項」を「同条第６２項」に改め、同条第１５項中「第３２１条の８第６９項」を「第３２１条の８第７１項」に改める。

第６１条の２第１項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第６１条の３第１項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第９条の２第２項中「４分の３」を「５分の４」に改め、同条第３項中「附則第１５条第２３項」を「附則第１５条第２２項」に改

め、同条第４項中「附則第１５条第２４項第１号」を「附則第１５条第２３項第１号」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２４項第２号」を「附則第１５条第２３項第２号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２４項第３号」を「附則第１５条第２３項第３号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２５項第１号」を「附則第１５条第２４項第１号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２７項第１号イ」を「附則第１５条第２６項第１号イ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２７項第１号ロ」を「附則第１５条第２６項第１号ロ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２７項第１号ハ」を「附則第１５条第２６項第１号ハ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２７項第１号ニ」を「附則第１５条第２６項第１号ニ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２７項第２号イ」を「附則第１５条第２６項第２号イ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第２７項第２号ロ」を「附則第１５条第２６項第２号ロ」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第２７項第２号ハ」を「附則第１５条第２６項第２号ハ」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第２７項第３号イ」を「附則第１５条第２６項第３号イ」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第２７項第３号ロ」を「附則第１５条第２６項第３号ロ」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第２７項第３号ハ」を「附則第１５条第２６項第３号ハ」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第３０項」を「附則第１５条第２９項」に改め、同条第２０項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第２１項中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改め、同条第２２項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第３９項」に、「３分の２」を「、３分の２」に改め、同条中第２４項を第２５項とし、第２３項を第２４項とし、第２２項の次に次の１項を加える。

２３　法附則第１５条第４４項に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。

附則第９条の３第９項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専

有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第１１項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第１１条第１項中「１００分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５）」を加える。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の新潟県柏崎市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和３年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

参考資料

新潟県柏崎市税条例（昭和３５年３月２５日条例第１０号）

改正後	改正前
（寄附金税額控除） **第22条の６**　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第１号から第９号までに掲げるものに関しては、それぞれ新潟県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）～（４）　（略） （５）　所得税法施行令第217条第３号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） （６）～(10)　（略） ２　（略）	（寄附金税額控除） **第22条の６**　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第１号から第９号までに掲げるものに関しては、それぞれ新潟県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条の３及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （１）～（４）　（略） （５）　所得税法施行令第217条第３号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第１項第２号及び第３号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） （６）～(10)　（略） ２　（略）
（法人の市民税の申告納付） **第37条**　（略） ２～８　（略） ９　法第321条の８第62項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。	（法人の市民税の申告納付） **第37条**　（略） ２～８　（略） ９　法第321条の８第60項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

改正後	改正前
10～14　（略） 15　第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の８第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第９項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16　（略） （固定資産課税台帳の閲覧の手数料） **第61条の２**　法第382条の２に規定する固定資産課税台帳（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料は、１回につき300円とする。ただし、法第416条第３項又は第419条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 ２　（略） （固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） **第61条の３**　法第382条の３に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付手数料は、証明書１枚ごとに300円とする。 ２　（略） **附　則** （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） **第９条の２**　（略） ２　法附則第15条第２項第５号に規定する条例で定める割合は、５分の４とする。 ３　法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 ４　法附則第15条第23項第１号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 ５　法附則第15条第23項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 ６　法附則第15条第23項第３号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 ７　法附則第15条第24項第１号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 ８　法附則第15条第24項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。	10～14　（略） 15　第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の８第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第９項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16　（略） （固定資産課税台帳の閲覧の手数料） **第61条の２**　法第382条の２に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、１回につき300円とする。ただし、法第416条第３項又は第419条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 ２　（略） （固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） **第61条の３**　法第382条の３に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、証明書１枚ごとに300円とする。 ２　（略） **附　則** （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） **第９条の２**　（略） ２　法附則第15条第２項第５号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 ３　法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 ４　法附則第15条第24項第１号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 ５　法附則第15条第24項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 ６　法附則第15条第24項第３号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 ７　法附則第15条第25項第１号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 ８　法附則第15条第25項第２号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。

改正後	改正前
9　法附則第15条第26項第１号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 10　法附則第15条第26項第１号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 11　法附則第15条第26項第１号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 12　法附則第15条第26項第１号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 13　法附則第15条第26項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 14　法附則第15条第26項第２号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 15　法附則第15条第26項第２号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は４分の３とする。 16　法附則第15条第26項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 17　法附則第15条第26項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 18　法附則第15条第26項第３号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 19　法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 20　法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 21　法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 22　法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 23　法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 24　（略） 25　（略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） **第９条の３**　（略） ２～８　（略）	9　法附則第15条第27項第１号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 10　法附則第15条第27項第１号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 11　法附則第15条第27項第１号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 12　法附則第15条第27項第１号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 13　法附則第15条第27項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 14　法附則第15条第27項第２号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 15　法附則第15条第27項第２号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は４分の３とする。 16　法附則第15条第27項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 17　法附則第15条第27項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 18　法附則第15条第27項第３号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 19　法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 20　法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 21　法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 22　法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は３分の２とする。 23　（略） 24　（略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） **第９条の３**　（略） ２～８　（略）

改正後	改正前
9　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3）　（略） （4）　熱損失防止改修工事等が完了した年月日 （5）　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 （6）　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由 10　（略） 11　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第７条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3）　（略） （4）　熱損失防止改修工事等が完了した年月日 （5）　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 （6）　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由 12・13　（略） （宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例） **第11条**　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定め	9　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3）　（略） （4）　熱損失防止改修工事が完了した年月日 （5）　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 （6）　熱損失防止改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由 10　（略） 11　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第７条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（3）　（略） （4）　熱損失防止改修工事が完了した年月日 （5）　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 （6）　熱損失防止改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由 12・13　（略） （宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例） **第11条**　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定め

改正後	改正前
る率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の５（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条若しくは第15条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 ２～５　（略）	る率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は附則第15条若しくは第15条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 ２～５　（略）